

岐 阜 県 公 報

目 次

規 則

岐阜県調理師法施行規則の一部を改正する規則
岐阜県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

(生活衛生課)
(同)

一
三

規 則

岐阜県調理師法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十三号

岐阜県調理師法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県調理師法施行規則(昭和三十四年岐阜県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第三条第一項第一号に規定する」を「第三条第一号の」に改める。

第八条中「受験願書」を「調理師試験受験願書・履歴書」に改め、同条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。
別記第五号様式を次のように改める。

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週

(火曜日)

発 行

(休日に当たる
ときは翌日)

平 成 二 十 七 年 四 月 一 日

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十四号

岐阜県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年岐阜県規則第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「書類」の下に「法第五条第一項の製菓衛生師養成施設に関する書類を除く。」を加える。

第四条第一項中「の各号」を削り、同項第三号中「厚生労働大臣の指定する」を「法第五条第一号の規定により指定を受けた」に改め、同条第二項中「省令第四条の二」を「製菓衛生師試験基準（平成十二年厚生省告示第二百七十号）第三項」に改める。

別記第一号様式中「厚生労働大臣の指定する」を「製菓衛生師法第五条第一号の規定により指定を受けた」と、「製菓衛生師法施行規則第四条の二」を「製菓衛生師試験基準（平成12年厚生省告示第270号）第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十七年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
一
岐阜県文芸社